

香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月27日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第36号

香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

香川県立自然公園条例施行規則（平成3年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第19条関係）</p> <p>1～16 略</p> <p><u>16の2 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標を設置すること。</u></p> <p><u>16の3 略</u></p> <p><u>16の4 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備の改築又は増築（当該増築をする無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はその設備に附帶する工作物の高さのうちいずれか高い方の高さを超えないものに限る。）をすること。</u></p> <p><u>16の5 電線、電話線又は通信ケーブル（以下「電線等」という。）を既存の規模（径の規模を除く。）を超えない範囲で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。</u></p> <p><u>16の6 電柱に附帶する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。</u></p> <p><u>16の7 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引入口に至る電線等を設置すること。</u></p> <p><u>16の8 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。</u></p> <p><u>16の9 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。</u></p> <p><u>16の10 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平</u></p>	<p>別表第1（第19条関係）</p> <p>1～16 略</p> <p><u>16の2 略</u></p>

成16年法律第78号) 第2条第1項に規定する特定外来生物(以下「特定外来生物」という。)の防除のためにカメラを設置すること。

17~22 略

22の2 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

22の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

22の4~22の13 略

22の14 県立自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第54条第2項の規定による協議に係るものも含む。)を損傷すること。

22の15~22の21 略

23~42 略

42の2 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

42の3 特定外来生物の防除のために、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

43~53の2 略

53の3 認定保護増殖事業等の実施のために条例第18条第3項第11号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

53の4~53の8 略

54 略

54の2 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

54の3~54の6 略

55~55の4 略

55の5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

56~57の2 略

57の3 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

57の4 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

17~22 略

22の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

22の3~22の12 略

22の13 県立自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第54条第2項の規定による協議に係るものも含む。)を損傷すること。

22の14~22の20 略

23~42 略

43~53の2 略

53の3~53の7 略

54 略

54の2~54の5 略

55~55の4 略

56~57の2 略

57の5 略

57の6 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除のために、生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

57の7・57の8 略

58~72 略

別表第2（第22条関係）

1 別表第1の第1号から第16号の10まで、第24号から第27号まで、第38号から第42号の3まで、第58号又は第59号に掲げる行為

2~16 略

57の3 略

57の4・57の5 略

58~72 略

別表第2（第22条関係）

1 別表第1の第1号から第16号の2まで、第24号から第27号まで、第38号から第42号まで、第58号又は第59号に掲げる行為

2~16 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。